

蕪崎市行政改革大綱

平成24年2月

蕪崎市

目 次

第 1	行政改革とは	1
第 2	これまでの行政改革の取り組み	1
第 3	新たな行政改革大綱の策定	2
第 4	行政改革大綱の位置づけ	3
第 5	基本方針	4
1	市民満足度の高い行政サービスの推進	4
(1)	利便性の向上	4
ア	窓口等サービスの充実	
イ	電子自治体の推進	
(2)	公正の確保と透明性の向上	4
ア	情報の共有化	
イ	市民意見等の反映	
ウ	信頼性の確保	
(3)	市民参加及び協働の推進	5
ア	市民参加及び協働	
イ	地域協働の推進	
(4)	職員の資質及び意識改革の向上	6
ア	人材育成の推進	
イ	創造的活動の支援	
ウ	意識改革の推進	

2	成果を重視した効率的な行財政運営の推進	6
(1)	業務改善の推進	6
ア	事務事業の再編・整理	
イ	事務処理の効率化	
(2)	公共施設の効率的な管理運営	7
ア	公共施設の有効活用	
イ	民間活用の推進	
ウ	公共施設の見直し	
(3)	自立的な財政基盤の確保	7
ア	計画的な財政運営	
イ	歳入の確保	
ウ	市有財産の有効活用	
エ	歳出の合理化	
(4)	業務執行体制の整備	8
ア	組織機構の整備	
イ	定員管理の適正化	
ウ	職員給与等の適正化	
エ	リスクマネジメント（危機管理）体制の強化	
第6	推進期間	9
第7	行政改革実施計画	9
第8	推進状況等の公表	10
第9	推進体制	10

第 1 行政改革とは

行政改革とは、時代の変化による行政需要に対応し、市民に対して質の高い行政サービスが行えるよう、行政の事務事業や組織機構などを見直し、簡素で効率的な行政運営を行うための取り組みです。

第 2 これまでの行政改革の取り組み

本市では、昭和 57 年から行政改革に取り組み、平成 7 年度に最初の行政改革大綱を策定して以来、国の行政改革推進の方針に沿って策定を重ねてまいりました。

【取組状況】

年 度	内 容
昭和 57 年度	事務事業、組織機構の合理化に関する事項を調査審議する葦崎市行政審議会を設置
昭和 58 年度	同審議会から、早急に改善すべき事項についての中間答申を受け、事務事業等の見直しに取り組む
昭和 59 年度	同審議会から、最終答申を受け、本格的な行政改革に着手
平成 7 年度	行政改革大綱（H8～H10）を策定
平成 12 年度	行政改革大綱（H13～H15）を策定 行政改革大綱実施計画（H12～H15）を策定 [計画項目数：98 項目] [実施項目数：81 項目]
平成 16 年度	行政改革大綱実施計画（H16～H18）を策定 [計画項目数：97 項目] [実施項目数：27 項目（H16のみ）]
平成 17 年度	葦崎市行政改革大綱（H17～H21）を策定 行政改革大綱実施計画「集中改革プラン」（H17～H21）を策定 [計画項目数：99 項目] [実施項目数：86 項目]

行政改革の実施にあたっては、その時々々の市民ニーズや社会経済等、市民と市を取り巻く環境を考慮して設定した基本方針に基づき、具体的な取り組み事項（実施計画等）を掲げて改革に取り組んでまいりました。

その結果、平成 17 年度から平成 21 年度の取り組みでは、歳出全般の見直しによる経費節減、職員定数の削減による組織のスリム化などにより、生み出された財政効果額は 19 億円を超え、着実にその成果を上げています。

【これまでの行政改革大綱における基本方針等】

推進期間	基本方針	主な取組事項	財政効果額
H 8～ H 1 0	①事務事業の見直しと効率的財政運営の方策 ②組織機構の見直しと弾力的行政運営の方策	OA化の推進、市議会・委員会等の定数削減、組織機構の見直し、適正な職員定数の管理	—
H 1 3～ H 1 5	①市民に信頼される公正で透明な市政の確立 ②簡素で効率的、効果的な行政運営の徹底 ③市民ニーズに即応できる柔軟で活力ある執行システムの構築	情報公開の推進、市民提案の創設、行政評価システムの導入、人材育成・人事管理・組織機構の見直し、財政の健全化、バランスシート等の作成	—
H 1 7～ H 2 1	①市民とのパートナーシップに基づく市政運営 ②経営資源を活用した構造改革の推進 ③組織・機構の再編と人事制度の改革 ④健全な財政運営の確保	業務マニュアルの作成、外部評価の実施、指定管理者制度の導入、組織機構の再編、特殊勤務手当の見直し、人事評価制度の試行、適正な職員定数の管理	1 9 億 6 千 9 7 3 万円

第 3 新たな行政改革大綱の策定

平成 1 7 年 1 1 月に策定した「韮崎市行政改革大綱」の推進期間は、平成 2 1 年度で終了しましたが、その後も事務事業評価の活用や職員の定員管理の適正化などにより、行政改革への取り組みを継続してきたところであります。

しかし、今後も少子・高齢化の進展、情報化の発展、協働の推進、多様化する市民ニーズ、厳しい財政状況や安全安心への対応など複雑化する行政課題に対応しながら、必要な行政サービスを継続的に実施し、市民の安定した生活を守っていくために、行政改革の指針となる大綱を策定し、取り組んでいく必要があります。

また、地方分権の進展は、平成 2 2 年 6 月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、国から地方へという動きが一層強まり、自己決定、自己責任の原則に基づき、自主・自立した地方自治体の運営が求められています。

このような社会情勢の中、市民に必要な行政サービスを的確に提供していくためには、限られた財源の中で政策の選択と経営資源の集中の理念に基づき、必要とされる行政サービスを選択して提供していくことが重要であります。

さらに、韮崎市第 6 次長期総合計画の将来都市像である「夢と感動のテーマシティにらさき」の実現を図るため、また、総合計画のまちづくりの基本方向に掲げられている「健全な行政活動によるまちづくり」などを達成するために、これまでの行政改革の成果を踏まえながら、新たな行政改革大綱を策定し、更なる取り組みを進めていくものであります。

第4 行政改革大綱の位置づけ

第6次長期総合計画は、本市のまちづくりに関する最上位の計画であり、基本構想、重点プロジェクト及び基本計画により構成されています。

本大綱は、総合計画における政策や事業に、より効果的・効率的に取り組む指針として位置づけます。

【韮崎市第6次長期総合計画】（計画期間：平成21年度～平成30年度）

韮崎市の将来都市像 『夢と感動のテーマシティ にならさき』

推進テーマ 「美しく、人・地域が輝く 未来へのものがたり」

■基本構想

「基本理念」「まちづくりの基本方向と政策」

■重点プロジェクト（関連項目抜粋）

- ◎優れた経営力を発揮する市政運営プロジェクト
 - ・市民目線に立った親しみやすい行政運営を行います
 - ・信頼と納得感のある行政運営を行います
 - ・高い成果を生み出す行政運営を行います
- ◎韮崎らしさを活かした協働のまちプロジェクト
 - ・市民と行政がともに協働に対する意識を高めます
 - ・協働を実現するための仕組みづくりを行います
 - ・韮崎らしい協働のあり方を磨いていきます

■基本計画

「基本方向に基づく具体的な施策の体系、主な事業」

■実施計画

「事業の年次計画」

【行政改革大綱】

総合計画に掲げる政策や事業に、
より効果的・効率的に取り組むための指針

【行政改革大綱実施計画】

行政改革大綱を推進するための具体的な計画

第5 基本方針

市民の価値観や生活様式が多様化する中で、限られた資源（人材、施設、資金等）で、迅速性、的確性、効率性及び実効性を追求し、市民本位の質（市民満足度）の高い行政サービスを提供するためには、質的な行政改革を進めていく必要があります。

また、今後の地域主権の動きに対応し、自主・自立した行政運営が求められている中で、経費の節減、職員数の削減等を主眼としたこれまでの量的な行政改革は、行政運営の効率化に一定の成果を挙げてきており、今後も成果を重視した取り組みは継続していく必要があります。

このような観点から、本大綱の基本方針は『1 市民満足度の高い行政サービスの推進』と『2 成果を重視した効率的な行財政運営の推進』とします。

1 市民満足度の高い行政サービスの推進

(1) 利便性の向上

市民目線に立った、利便性及び快適性の向上に取り組み、市民満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

ア 窓口等サービスの充実

市民に親しまれる窓口業務の適切な対応、申請届出手続きなどの簡素化・効率化や公共料金の納付方法の拡大など、窓口サービスの一層の向上を図り、市民の目線に立った利用しやすいサービスの提供に努めます。

イ 電子自治体の推進

申請届出の手続きなど、インターネットや携帯電話に代表されるICTコンテンツ（情報通信技術を利用したサービス）を活用した電子申請サービスの充実などにより、業務の効率化と市民の利便性の向上に努めます。

(2) 公正の確保と透明性の向上

市が取り組んでいる政策や事業の目的や成果、市民が必要とする行政情報を、積極的かつ分かりやすく公開や提供をすることにより、説明責任を果たすとともに、情報の共有化を図り公正の確保及び透明性の向上に努めます。

ア 情報の共有化

市民にとって必要な情報を共有するために、より利用しやすいホームページ

の構築や広報などの充実により、行政情報を積極的に公開・提供することで、市民との情報共有を進めます。

イ 市民意見等の反映

多様化する行政需要を的確に把握し、市民の意見や地域の課題を政策形成や行政運営に有効に反映するために、様々な市民との交流の場を通じ、市民とのコミュニケーションの充実に努めます。

ウ 信頼性の確保

行政運営の透明性の確保は、より開かれた、信頼される行政を目指すための前提条件となるものであり、市政運営の透明性を一層高めるため、外部監査制度の調査研究などを行い、更に市民に信頼される市政運営に努めます。

(3) 市民参加及び協働の推進

まちづくりへの市民参画がなければ、今後の行政運営は困難な状況が予測されることから、「協働（市民、自治会、NPOやボランティアなどの市民活動団体及び企業などと行政が、よりよいまちづくりのために、対等な立場で協力して取り組むこと。）」に対する市民や各種団体等への周知・啓発を行い、多様な参加機会の確保など、市民が、積極的にまちづくりに参画できる環境づくりを進めます。

また、協働の担い手と行政との役割分担を最適化することにより、行政運営の効率化と質の向上に努めます。

ア 市民参加及び協働

協働のまちづくりの指針となる条例等の制定に向けた取り組みを行い、男女共同参画の推進やまちづくりの様々な分野において、市民が参加しやすい形態、参加できる機会の充実などに努めます。

イ 地域協働の推進

地域社会においては、日常生活や身の回りで発生する問題は、まず、個人や家族が自分たちの力で対応する「自助」、個人の努力などでは対応できない事柄に対し、地域住民などがお互いに助け合って対応していく「共助」、個人の努力や地域の助け合いでも対応できない事柄に対し、行政が対応する「公助」、これらの連携により問題解決を図ります。

こうした支え合い、助け合いの機能を高め、地域の協働を推進します。

(4) 職員の資質及び意識改革の向上

多様化する市民ニーズや複雑化する行政課題に対し、質の高い行政サービスを提供していくためには、職員自らの知識や技術の習得はもとより、政策立案能力や説明能力など職員の資質の向上が必要不可欠であります。

また、行政改革を真に実効性のあるものとするために、職員一人ひとりが危機意識と改革意欲を持ちながら職務を遂行し、組織の中で能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進します。

ア 人材育成の推進

最少の人員で最大の効果を生み出すためには、職員一人ひとりの能力向上が必要不可欠であり、市民本位の信頼される職員を目指し、職場内研修（OJT）の充実、県や関係機関との人事交流、民間企業への派遣など多様な職員研修等の実施により、職務に対する専門性を高めるなど能力の向上を図ります。

また、人材を育て活かすことは、組織力の向上には欠かせません。

全ての職員が、持てる能力を最大限に発揮できるよう、人が育つ組織づくりを推進します。

イ 創造的活動の支援

職員の自己啓発意欲の高揚、企画力や政策形成能力の向上などを図るため、担当課の垣根を超えた職員による自主研究グループ活動の創設など、創造的な取り組み（新しいものを作り出すこと）ができる環境づくりを推進します。

ウ 意識改革の推進

職員の意識改革を推進するうえで、特に幹部職員の意識や姿勢、指導力が、組織全体に与える影響が大きいことから、幹部職員となる前から積極的に業務に取り組む姿勢や指導力を養う研修等を実施し、活力ある組織づくりを推進します。

2 成果を重視した効率的な行財政運営の推進

(1) 業務改善の推進

限りある人材、財源を効率的に活用した各種政策、施策、事務事業を展開していくにあたり、実施した事業が市民や地域社会に与える成果を常に意識し、評価したうえで、よりよい成果を目指すため、市民目線による事務事業の再編・整理や事務処理方法の改善などによる業務能率の向上に努めます。

ア 事務事業の再編・整理

事務事業の内部評価及び外部評価を活用し、不要不急又は有効性の低い事務事業の廃止・縮小、類似する事務事業の整理統合など徹底した見直しを行い、事務事業の合理化を推進します。

また、経費の削減及びサービス水準の維持向上を図るため、民間委託が適当な事務事業については、積極的に民間委託を検討します。

イ 事務処理の効率化

職員一人ひとりの業務や組織での作業においては、より業務能率の向上が求められるため、ワークスタイル（個人の通常業務の処理方法や担当内、課内等の共同作業の進め方）の改善・改革について研究し、事務処理の効率化を進めます。

(2) 公共施設の効率的な管理運営

施設の機能や役割、行政関与の必要性を検証のうえ、市民ニーズの変化、地域の実情や老朽化への対応等を考慮し、統廃合を含めた効率的な施設のあり方について検討します。

ア 公共施設の有効活用

施設を良好に維持し耐久性等を確保するために、施設の改修計画等を策定し計画的な改修を行うなど、有効な活用方法を検討します。

イ 民間活用の推進

市民サービスの向上や利用促進、経費節減等を図るため、民間委託や既に指定管理者制度を導入している施設以外の施設等についても検討するなど、更なる民間活力の活用を推進します。

ウ 公共施設の見直し

施設については、地域特性、財政状況等を勘案しながら適正な整備を行うことを基本とし、既存施設については、現在及び将来の需要、老朽化の状況等を踏まえて、統廃合など効率的な管理運営方法の見直しを検討します。

(3) 自立的な財政基盤の確保

厳しい財政運営が予想される中、基礎的なサービスを適切かつ安定的に提供するため、また社会保障関係費の増加などに対応するため、自主財源の確保や特定財源の発掘、歳出の見直しを行い、分権型社会に対応できる自立的な財政基盤の強化に積極的に取り組みます。

ア 計画的な財政運営

将来に過度な財政負担を残さないようにするため、財政運営の基礎となる財政計画に基づき、毎年度の歳入、歳出の均衡を保つなど計画的な財政運営を維持し、経常経費の適正化や市債残高の縮減に努めるなど、財務体質の更なる強化を進めます。

イ 歳入の確保

市税の適切な賦課と収納率の向上等、税負担の公平化や適正化、使用料・手数料等の受益者負担の適正化を、より一層進めるなど、歳入確保に向けた取り組みを積極的に推進します。

また、これまでの広告掲載等の様々な手法による取り組みを推進し、さらには、法定外目的税などの先進導入事例について調査研究を行うなど、新たな財源の確保に向けた検討を進めます。

ウ 市有財産の有効活用

自主財源の更なる確保のためには、市が保有するあらゆる資源を活用することが必要であります。

未利用などの市有財産を総点検し、効率的、効果的な利用方法の検討を行い、庁内での利用が見込めない場合には、売却、有償貸付等を行うなど、積極的な有効活用及び財源確保に努めます。

エ 歳出の合理化

行政評価制度の活用により、各種事業や補助金等の検証を行い、投資効果や効率性を考慮しつつ経費の見直し、合理化等を進めます。

また、地方公営企業会計等の経営健全化、公債費等経常経費の抑制に努め、自主・自立性の高い財政運営を図ります。

(4) 業務執行体制の整備

多様な市民需要や行政課題に対応するため、簡素で合理的な市民にわかりやすい組織機構を基本に、柔軟で機動性の高い業務執行体制を進めるとともに、職員の定員管理及び給与の適正化などに努めます。

また、行政を取り巻く様々な危機に対応するため、危機管理体制の強化を図ります。

ア 組織機構の整備

分権型社会の進展や国県からの権限移譲、施策の重点化など、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するため、機動力があり利便性の高い組織づくりを進めます。

イ 定員管理の適正化

効率的で効果的な行政運営を推進するため、適正な職員配置や専門職員の採用の検討などを適宜行い、中長期的な視点に立った適正な定員管理に努めます。

ウ 職員給与等の適正化

給与の適正化については、今後も国県及び類似団体等との均衡を失しないよう、必要に応じて見直しを進めます。

また、人材育成の取り組みとして試行中の人事評価制度による、評価に応じた昇任や昇給等への仕組みづくりの研究を行います。

エ リスクマネジメント（危機管理）体制の強化

現在、地方自治体においては、大規模な自然災害や感染症をはじめとし、住民訴訟、個人情報漏洩、コンピューターシステムの障害など、あらゆる分野で様々なリスク（危機）に直面しています。

こうしたリスクに対して、事前の予防、事中の影響軽減、事後の適切な処理などを、組織全体で効果的に行うことが極めて重要であるため、リスクマネジメント体制の強化を図ります。

第6 推進期間

新たな行政改革大綱の推進期間は、平成24年度から、第6次長期総合計画の基本構想、基本計画にあわせた、平成30年度までの7年間とします。

ただし、基本計画の後期計画が策定された時点や本市を取り巻く社会経済情勢の変化等により、本大綱に見直しの必要が生じた場合は随時見直しを行うこととします。

第7 行政改革実施計画

行政改革大綱に基づき、具体的な実施計画を明記した「行政改革実施計画」を策定し、計画的な推進を図ります。

実施計画の計画期間は、前期を平成24年度から平成27年度までの4年間とし、後期は平成28年度から平成30年度までの3年間とします。

また、計画の有効性を維持するため、個々の項目について適切な進行管理を行い、毎年度のローリング（見直し）を実施します。

なお、実施計画の項目については、「何を」「どれだけ」「いつまでに」「どのように」など、検討の期間や実施予定年度を明確にし、可能な限り目標の数値化を図ります。

第8 推進状況等の公表

この大綱及び実施計画の趣旨、内容、また実施状況、取組結果等について、市の広報やホームページで市民に分かりやすく公表し、市民をはじめ関係機関等の理解を得ながら取り組みを進めます。

第9 推進体制

行政改革を着実に推進するため、市長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心とした全庁的な連携のもと、毎年度、実施計画の進捗状況や成果を検証しながら効果的な進行管理を行います。

また、実施実績について、PDCA「計画(PLAN)－実行(DO)－評価(CHECK)－改善(ACTION)」のマネジメントサイクル(目的を達成するための一連の管理システム)の中で、改善点を反映しながら、より高い効果が発揮できるような取り組みを進めます。

